

# 平成27年度事業報告書

## 第1 事業活動の本旨

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第2条第6号に規定する「暴力団員」による不当な行為を予防することを目的として、センター定款(以下「定款」)第4条第1項各号に規定する事業活動(以下「活動」)を、福岡県内(以下「県内」)において行うものである。

## 第2 県内における暴力団情勢の概要

センターの各事業活動を効果的に推進するには、変動する暴力団情勢(以下「情勢」)に敏感でなければならない。「情勢」を迅速かつ的確に把握するには、警察をはじめ関係機関団体等と連携を密にするとともに、情報化時代におけるあらゆる媒体を活用した広範かつ重層的な情報の入手が肝要である。効果的な暴力団排除活動を推進するためのその第1歩は、センターを取り巻く「環境認識」(情勢把握)から始まる。

### 1 暴力団の勢力

福岡県警(以下「県警」)がまとめた、平成27年12月末における県内の暴力団勢力(構成員及び準構成員等)は、下表のとおりである。

平成27年12月末

|                                 |        | 構成員  | 準構成員 | 計    |
|---------------------------------|--------|------|------|------|
| 指<br>定<br>五<br>代<br>目<br>団<br>体 | 五代目工藤會 | 450  | 280  | 730  |
|                                 | 道仁会    | 330  | 130  | 460  |
|                                 | 太州会    | 140  | 70   | 210  |
|                                 | 三代目福博会 | 140  | 100  | 240  |
|                                 | 浪川睦会   | 140  | 100  | 240  |
| 六代目 山口組                         |        | 210  | 170  | 380  |
| そ の 他                           |        | 70   | 70   | 140  |
| 合 計                             |        | 1480 | 920  | 2400 |

なお、平成26年12月末の勢力(2,530人)と比較した場合、130人(うち構成員80人)の減少となり、暴力団勢力は減少の一途を辿っている。

### 2 県内暴力団の動向

県内の主な指定暴力団の動向は、以下のとおりである。

#### (1) 県北(北九州地区)

県警は、平成26年9月11日を起点として、五代目工藤會総裁や会長等を殺人容疑で逮捕した。いわゆる「頂上作戦」の始動である。更に、その後も数次に亘り、同人らを殺人未遂等の容疑で逮捕するなど、徹底した突き上げ捜査を実行して彼らを塙の中に隔離した。今なお続く、これら主要幹部の社会不在により、組織の「たが」も大きく緩んでいる。同會からの離脱者が増加していることは、組織が弱体化している証左でもある。

## (2) 県南の動向（筑後地区）

平成24年12月、「特定抗争指定暴力団」に指定された道仁会と浪川睦会（現在浪川会）は、平成26年6月27日午前0時をもって、その指定が解除された。それ以降、両団体間で抗争再燃を窺わせる事案の発生はない。しかし、平成27年末、山形県警等が同県内に所在する、浪川睦会（当時）傘下組織の拠点を検索した際、240発のけん銃弾が発見押収されている。本件に関しては、発見された場所や押収されたけん銃弾の数が大量であることから、同会に係わる多数のけん銃が隠匿されている可能性もある。

また、一方の道仁会においても、県警が福岡市内に所在する同会傘下組織の事務所を検索した際、同所からけん銃2丁と実弾が発見押収されている。いずれの事案も組事務所等の活動拠点から発見されていることから、抗争等の有事に備えた隠匿の可能性もある。このような状況から、今後も両団体の動向を注視する必要がある。

## (3) 山口組の分裂

平成27年8月末、国内最大の指定暴力団である「六代目山口組」（組長司忍こと篠田建市）が分裂した。離脱した10数組織（当初）の中核は、「六代目山口組」の中でも強力な二次組織であった「四代目山健組」である。同組を中心とする離脱派は、「山口組」発祥の地である「神戸」を原点回帰の象徴として、新団体名を「神戸山口組」（組長井上邦雄）とした。

両団体の現在の動向は、下部組織等に対する引き締めを強めるとともに、他の指定暴力団に中枢幹部を派遣するなどして友好関係を再確認するなど、勢力の温存と自陣営への取り込みを活発に展開している。

そのような中、各地で両系列の下部組織間で、けん銃発砲を伴う暴力事件等が頻発した。その結果、警察庁は本年3月7日をもって「六代目山口組」と「神戸山口組」は抗争状態にあると認定した。県内においても本年1月9日の早朝、「六代目山口組」の二次組織の事務所に、火炎瓶が投てきされる事案が発生している。県内には、前記二次組織以外にも両団体の系列組織が存在することから、今後の動向には一層の警戒を要する。

### 第3 各種事業活動の推進結果

県警による「工藤會対策」の奏功により、県民の暴力団排除機運もかつてないほどの高まりを見せている。殺人等の重要犯罪により数次に亘り、逮捕、起訴された工藤會総裁、会長等の社会不在は、同會の弱体化と治安の回復を実感できるものである。センターとしては、このような情勢を追い風として以下の活動を推進した。

#### 1 公1 事業関係

##### (1) 広報活動（暴力団排除意識の啓発高揚）

本活動は、法第32条の3第2項第1号の規定を受け、定款第4条第1項第1号に規定する、センターの基幹活動のひとつである。本年度は、通常の活動として

- センター機関誌「県民の絆」の定期刊行（年度内2回）、「民暴特別相談日」（毎月第1及び第3水曜日）や「暴力団被害集中相談日」（年度内2回）等の開設の周知等を目的としたチラシ、ポスター等の作成・配付等、その他暴力団排除に係わる啓発資料等の作成・配付等
- 企業等の暴力団排除研修等に積極的に参加して、「情勢」説明や啓発講話等を行うなど、いわゆる「出前方式」の広報活動を展開
- 平成27年11月27日、北九州市小倉北区所在の北九州芸術劇場で「第24回暴力追放福岡県民大会」を開催し、県民約1,400人が参加
- 上記大会の開催に合わせ、暴力団排除活動功労者（団体及び個人）や広報用ポスターコンクール最優秀等受賞者に対する表彰状等を授与

するなど、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識（機運）の高揚に努めた。

更に、県内の暴力団情勢に呼応した特別な活動として、

- 平成27年10月末、新聞4紙（朝日、毎日、読売、西日本）の朝刊において、前記「第24回暴力追放福岡県民大会」開催の広報記事を掲載
- 暴力団から少年を守る活動の一環としてCM動画を制作し、平成28年3月19日から約1ヶ月間、民放テレビ5局を使用して放映

するなど、積極的な広報活動の推進に努めた。

##### (2) 少年指導

本活動は、法第32条の3第2項第10号の規定を受け、定款第4条第1項第10号に規定する活動である。同活動の本旨は、同項第4号に規定する「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動」である。センターにおいては、本年度も同活動を実効あるものとするため、県警少年課と連携して

- 「みんなで考えよう！少年非行防止と立ち直り支援！！」と題する、少年非

行防止並びに暴力団排除関連の広報啓発資料を作成・配付するとともに、平成27年5月27日同課が所管する

- 「少年指導委員研修会」に参加して、少年が暴力団組織に加入することを防止したり、少年を暴力団の被害から守るための対策等に関する講話を行った。更に、同活動の重要性を社会の各層に浸透させることを目的として
- 「地域で暴力団から少年を守る」ことをテーマとしたテレビCM（15秒間）を制作し、本年3月19日から約1ヶ月間、民放テレビ5局を使用した啓発動画を放映するなど、積極的な少年指導活動の推進に努めた。

### (3) 調査研究活動

本活動は、センターが行う暴力団排除活動を迅速かつ効果的に推進することを目的として、定款第4条第1項12号に規定する活動である。同活動の対象は「情勢」はもとより、暴力団排除に関連する法令や各種施策等に至るまで多岐に及んでいる。また、暴力団排除活動を効果的に推進するには、実行力の背景となる法的な専門知識が要求される。

センターにおいても当該調査研究活動に資するため、県警及び福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「民暴弁護士」）等との連携強化に努めた。具体的活動としては、

- 平成27年6月18日 「平成27年度九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会定例会」に出席
- 平成27年11月5日 県警及び民暴弁護士等と協働して「民暴研究会」を開催
- 平成28年2月12日 九州弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会主催の「平成27年度九州ブロック民暴研究会」に出席
- 平成28年2月15日 全国暴力追放運動推進センター主催の「専務理事・事務局長研修会」に出席

するなど、暴力団排除活動に必要な専門的知識の修得と広範な情報収集に努めた。

### (4) 監視活動

本活動は、定款第4条第1項第11号に規定された活動である。同活動の目的は、地域、職域等において民間人の立場、目線で暴力団の動向等を監視したり、情報を収集することにより、地域等における暴力団排除活動を恒常的に推進、展開していこうとするものである。現在、センターでは所轄の警察署長から推薦を受けた53名を「暴力監視員」（以下「監視員」）として委嘱している。「監視員」に対しては、年度内に1回「暴力監視員研修会」を開催して、県内の暴力団情勢等に関する教養等を実施している。

本年度は2月26日、県警組織犯罪対策課と協働して同「研修会」を開催した。その際、山口組分裂に関する「情勢」と今後の動向等について活発な質疑応答がなされるなど、「監視員」としての自覚と問題意識の高さを再認識するとともに、同活動が有効に機能していることを確認した。

## 2 公2事業関係

### (1) 相談活動

本活動は、法第32条の3第2項第3号の規定を受け、定款第4条第1項第3号に規定するセンターの基幹活動のひとつである。

#### ア 受理状況

同活動は、その時々「情勢」等を反映して受理件数も増減する傾向にある。本年度の受理件数は下表のとおりであるが、昨年度（総受理件数1,658件）と比較して約50件の減少である。昨年度、受理件数を大きく押し上げた大きな理由は、「属性」に係わる相談が増加したことによる。因みに、昨年度のこの種の受理件数は、1,505件であった。当該相談が増加した理由のひとつは、平成25年9月、金融庁が某大手都市銀行に対し、業務改善命令を発した事案が大きく影響している。同事案は、同銀行グループの信販会社と提携したローン契約に関し、多数の反社会的勢力との取引が存在していたにも拘わらず、2年以上も同勢力との取引の防止や解消等の措置がとられていなかったというものである。同事案の発覚と同行に対する金融庁の厳しい処分は、「属性」判断とその後の適切な処理の重要性を再認識させた。一方、本年度はこれに係わる相談が1,499件で、6件の微減である。しかし、当該相談は昨年度に引き続き受理総数の約9割を占めるなど、依然として相談需要の中心である。

なお、本年度顕著な減少を示したのは、暴力団特有の不当要求行為に分類される「法第9条各号の行為に係わる相談」である。昨年度は、この種の相談が67件であったのが、本年度は25件であった。これは、県警の「工藤會対策」を中心とした暴力団対策が奏功していることに加え、県民の断固とした暴力団排除意識の高揚により、暴力団の蠢動を牽制・抑止している結果と推認される。

#### イ 受理体制

センターにおける日常の相談受理対応は、センター職員等4名を「暴力追放相談委員」（法第32条の3第1項第2号）として委嘱し、これに備えている。加えて、法的専門性を充実させるため、民暴弁護士や保護司等を非常勤相談委員に委嘱し、万全の体制確保に努めている。その他、多様な相談需要に対応するため民暴弁護士等と協働して

○ 毎月第1及び第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設するとともに、県警組織犯罪対策課、民暴弁護士、福岡市、北九州市、久留米市、飯

塚市等と協働して

○ 5月30日(土)及び10月24日(土)に「暴力団被害集中相談日」を開設し、懇切、丁寧な相談活動に努めた。

ウ 処理状況

平成27年度中の相談処理状況は、下表のとおりである。

日常相談活動・民暴特別相談日・暴力被害集中相談日における処理状況(H27年度末)

| 相談内容               | 受案件数  | 解決    | 警察・弁護士等引継 |
|--------------------|-------|-------|-----------|
| 暴対法9条各号の行為に係わる相談   | 25    | 25    | 0         |
| 縄張に係わる禁止行為に関する相談   | 0     | 0     | 0         |
| 準暴力的要求行為の要求等に係わる相談 | 0     | 0     | 0         |
| 勧誘・加入強要に係わる相談      | 1     | 1     | 0         |
| 離脱・就労等に係わる相談       | 10    | 8     | 2         |
| 暴力団事務所等に係わる相談      | 1     | 1     | 0         |
| 使用差止請求関係相談         | 0     | 0     | 0         |
| 民事訴訟に係わる相談         | 19    | 18    | 1         |
| 上記分類に該当しない相談       | 33    | 29    | 4         |
| センター事業に関する相談       | 1,499 | 1,496 | 3         |
| その他の暴力関係相談         | 17    | 16    | 1         |
| 合計                 | 1,605 | 1,594 | 11        |

(2) 少年対策

本活動は、法第32条の3第2項第4号の規定を受け、定款第4条第1項第4号に規定する活動である。同活動の本旨は、「少年に対する暴力団の影響を排除」することで

ある。その具体的な推進方策は、少年を「暴力団組織に加入させないこと」、そして「暴力団の被害から守る」ことである。少年は心身ともに未成熟であることから、社会的な見守りと保護が必要とされる。センターにおいても、県警少年課をはじめとする関係機関団体等と緊密な連携を図り、同活動を強力に推進した。具体的には、

- 少年の非行防止と暴力団排除活動に資するための小冊子の作成・配付
- 県内の公・私立の高校等に対する暴力団排除啓発ポスターの制作とコンクールへの出展要請
- 少年指導委員研修や企業主催の暴力団排除のための研修会で講話
- 「地域で暴力団から少年を守る」ことをテーマとした、テレビCMを制作して放映

するなど、積極的かつ広範な少年対策活動に努めた。

### (3) 離脱者援助

本活動は、法第32条の3第2項第5号の規定を受け、定款第4条第1項第5号に規定する活動である。当該活動に関しては、これまでセンターが定める「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、対応してきたところである。しかし、最近における県警の「工藤會対策」をはじめとする暴力団対策の進展等により、暴力団離脱者が急増している現状にある。

#### ア 就労支援活動

このような状況から、センターとしては離脱者の暴力団組織への復帰、或いは再加入を防止して、離脱者の社会復帰を容易にするための環境整備が急務となった。具体的には、離脱者の生活基盤を確立させるための就労支援活動である。そして、当該活動の基軸となるのが、平成26年12月5日、県警組織犯罪対策課が中心となり発足した「暴力団離脱・就労対策連絡会」である。同連絡会は、県警、センターのほか、福岡中央公共職業安定所、福岡刑務所、NPO法人など、12の行政機関や団体等から構成されている。また、本年2月5日、本県において14都府県の「社会復帰対策協議会」の主要メンバーが参加して「社会復帰対策協議会広域連携協定締結式」を行った。当該協定の趣旨は、各県等の社会復帰対策協議会が連携を密にすることによって、離脱者の就労の実現に向けた支援を行い、離脱者を善良な社会の一員として更生させることを目的としたものである。なお、当初14都府県間における協定締結であったが、本年3月31日時点では更に2県が加わり、同広域連携は16都府県となった。

#### イ 規程の整備

上記のとおり、センターにおいては、これまで暴力団離脱者に対する支援活動については、「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき運用してきたところである。しかし同規程の範囲では、急増する離脱者の就労支援活動に大きくシフトした対策を講じていくことは困難となった。そのため本年度においては、離脱者支援活動の概念を更に前

進させ、離脱者を雇用する事業者に対する処遇に配慮することとした。具体的には、雇用事業者の経済的、精神的負担を些かでも軽減するとともに、離脱者の就労先の拡充を図ることを目的とした「離脱者雇用給付金等支給規程」、「協賛企業規程」、「身元保証制度規程」を制定した。

#### ウ 警察職員の派遣受入予定

上記新規程に基づき、離脱者に対する就労支援活動を積極的に推進するため、平成28年度から県警組織犯罪対策課所属の警察職員（警部）が派遣される予定である。

#### エ 離脱関係相談の受理等

本年度内にセンターが受理した「離脱者援助活動」に係わる相談は、10件であった。しかし、「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、離脱者の身辺保護のために交通費等を支給した事案はなかった。

### 3 公3事業関係

#### (1) 暴力団事務所使用差止請求関係業務

本活動は、法第32条の3第2項第6号の規定に基づき、定款第4条第1項第6号に規定する活動である。同活動は平成25年1月の法改正等により、平成25年度からセンターの新たな事業として加わった。同法の改正がもたらした最大の利点は、暴力団事務所使用差止請求訴訟（以下「訴訟」）を提起しようとする当事者の精神的、経済的負担の軽減である。「人格権」の侵害を理由とする同訴訟では、暴力団事務所周辺に居住等する住民等が訴訟の当事者となる。その当事者は、公判廷等において直接、暴力団と対峙しなければならない場面もあり、かつ、訴訟費用の捻出にも困難が伴うなど、当事者の精神的、経済的負担も大きく、訴訟の提起を阻害する要因ともなっていた。しかし、先の法改正により、住民等からセンターに対し、訴訟の委託がなされた場合、センターが住民等の「代理」として当該訴訟の当事者として訴訟を提起し、訴訟費用に関しても本県の補助金から支出可能となるなど、従前と比較して画期的な制度である。そのため、県民に対しては、同制度の周知徹底と活用を図るための広報活動等を継続中であるが、現在に至るまでセンターに対する当該訴訟の委託はない。

#### (2) 暴力団排除組織に対する援助活動

本活動は、法第32条の3第2項第2号の規定に基づき、定款第4条第1項第2号に規定する活動である。本年度は、折からの県警による工藤會に対する「頂上作戦」の奏功により、県民の暴力団排除機運は、かつてないほどの高まりをみせている。センターにおいてはこのタイミングを捉え、地域、職域における暴力団排除活



動の中核である民間暴力団排除組織に対し、広範な支援活動を行った。具体的には、自治体或いは企業等主催による暴力団排除関連のイベント、或いは研修等の開催に際し、センターの役職員等を講師として派遣したり、横断幕、プラカード等の資器材の貸与、その他チラシ、ポスター等の啓発資料等を提供した。また、「暴力団排除活動支援金支給規程」に基づく支援金の支給などを行い、暴力団排除機運の高揚と暴力団排除活動の活性化に努めた。

### (3) 不当要求防止責任者講習

本活動は、法第32条の3第2項第7号の規定に基づき、定款第4条第1項第7号に規定する活動である。当該講習は、県警組織犯罪対策課が所管し、本県公安委員会がセンターに委託する事業である。本年度は、同講習を計30回実施し、合計2,206事業者（下表「平成27年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者」参照）が受講した。また、同講習の受講人員については、本来の「不当要求防止責任者」のほか、代理人、オブザーバー等を含め2,221人が参加受講した。

なお、昨年度の受講事業者は2,216事業者、受講人員は2,231人であったことから、本年度は事業者、人員とも若干の減少であった。今後も企業等に対し、同講習の積極的な受講を働きかけるとともに、講習内容の充実に努める。

平成27年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者

| 業 種  | 電気・運輸 | 金融・保険 | 建設・不動産 | 製造・卸・小売 | 旅館・サービス | 農林・漁業 | その他（公務所等） |
|------|-------|-------|--------|---------|---------|-------|-----------|
| 事業者数 | 131   | 346   | 381    | 341     | 571     | 41    | 395       |
| 合 計  | 2,206 |       |        |         |         |       |           |

### (4) 不当要求情報管理機関援助事業

本活動は、法第32条の3第2項第8号の規定に基づき、定款第4条第1項第8号に規定する活動である。センターにおいては、法定の「不当要求情報管理機関」である（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会に加え、県警組織犯罪対策課と協働して年度内に1回、「不当要求情報管理機関連絡会議」を開催している。本年度においては、2月4日に同会議を開催し、県警による「情勢」等の説明を受けた後、出席者間で積極的な質疑や情報の交換等を行うなど、メンバー間の連携強化と本援助事業の活性化に努めた。

### (5) 被害者救援活動

本活動は、法第32条の3第2項第9号の規定に基づき、定款第4条第1項第9号に規定する活動である。センターにおいては、同活動を具体的に推進するため「被害者等救援資金貸付規程」及び「見舞金支給規程」等を整備しているところである。

しかし、本年度においては、同規程に基づく「貸付」、「支給」等を必要とする事案の発生はない。そのため今後も県民に対し、あらゆる機会を利用して本活動の周知を図るとともに、該当事案に対しては迅速かつ積極的な運用に努める。

#### 第4 賛助会加入勧奨活動

賛助会に関しては、定款第4 2条第1項に「法人の活動目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人、その他の団体又は個人を賛助会員とする。」と規定するとともに、「賛助会員規程」を整備して適切に運用しているところである。

賛助会員が納入する年間の賛助会費は、法人が3万円、個人が5千円である。当該会費収入は、基本財産の運用収益等とともにセンターの運営上、貴重な財源である。

そのためセンターにおいては、賛助会員の加入促進と継続的な会費の納入を確保するため、あらゆる活動を通じて本活動を実践するとともに、既会員に対しても小まめに相談に応じるなど、いわゆるアフターケアにも配慮しているところである。

具体的な勧奨活動としては、

- センターのホームページ、機関誌（県民の絆）、パンフレット等に会員募集の記事等を掲載

するとともに、

- 企業等の暴力団排除のための研修や自治体等主催の暴力団追放イベント等に参加した際の加入勧奨

等を積極的に行った。特に、本年度においては

- 「第2 4回暴力追放福岡県民大会」（平成2 7年1 1月2 7日）の開催に合わせ、新聞4紙（朝日、読売、毎日、西日本）に会員募集記事を掲載

して、広範かつ集中的な加入勧奨に努めた。その結果、本年度も法人及び個人会員とも若干ではあるが、昨年度を上回る会員数となった。なお、本年度及び昨年度末における賛助会員数については、下表のとおりである。

賛助会加入状況

| 区 分     | 平成2 6年度 | 平成2 7年度 | 増 減   |
|---------|---------|---------|-------|
| 法 人 会 員 | 5 3 2   | 5 4 6   | + 1 4 |
| 個 人 会 員 | 7 7     | 8 0     | + 3   |
| 特 別 会 員 | 1 4 2   | 1 4 0   | - 2   |
| 合 計     | 7 5 1   | 7 6 6   | + 1 5 |

#### 第5 会議等の開催と派遣等

平成2 7年度におけるセンターが主催する会議、或いは地域・職域等が主催する暴追大会、及び暴力団排除研修等に対する支援（センター職員等の派遣、暴力団排除関連広報資料・資器材の供・貸与等）等の状況は、以下のとおりである。

## 1 理事会

- (1) 平成27年5月8日 平成27年度第1回理事会
  - 平成27年度定時評議員会の招集について
  - 平成26年度事業報告について
  - 平成26年度収支決算について
  - 資産運用規程の一部改正について
  - 情報公開規程及び同規程の施行に関する要領の一部改正について
  - 差止請求関係業務検討委員会委員の任期満了に伴う選任（再任）について
  - 事務局員2名の定年延長について
- (2) 平成27年12月28日 みなし決議に関する理事会
  - 離脱者雇用給付金等支給規程の制定について
  - 協賛企業規程の制定について
  - 総務課長の退職に伴う福岡県警察職員の派遣受入の検討について
- (3) 平成28年1月8日 みなし決議に関する理事会
  - 公益認定法に基づく収支相償について
  - 平成27年度補正予算（案）について
- (4) 平成28年2月1日 みなし決議に関する理事会
  - 評議員の決議の省略の提案について
- (5) 平成28年3月11日 平成27年度第2回理事会
  - 平成28年度事業計画（案）について
  - 平成28年度収支予算（案）について
  - 資産安定積立預金の一部取り崩しについて
  - 離脱者雇用給付金等支給規程の一部改正について
  - 身元保証制度規程の制定について
  - 代表理事（専務理事）の選任について
  - 相談室長の選任について
  - 福岡県警察官の派遣受入に関する取決め書の締結及び総務課長の選任について
  - 差止請求関係業務検討委員の選任について
  - 定時評議員会の開催（案）について

## 2 評議員会

- (1) 平成27年5月26日 平成27年度定時評議員会
  - 平成26年度収支決算報告について
  - 評議員の辞任及び選任について
  - 理事の辞任及び選任について

○ 理事の任期満了に伴う選任について

(2) 平成28年3月31日 みなし決議に関する評議員会

○ 理事の選任について

### 3 センター主催会議及び大会等

- 平成27年11月 5日 民暴研究会
- 平成27年11月27日 第24回暴力追放福岡県民大会
- 平成28年 2月 4日 不当要求情報管理機関連絡会議
- 平成28年 2月12日 九州ブロック民暴研究会
- 平成28年 2月26日 暴力監視員研修会

### 4 自治体、企業等主催の暴力団排除関連の行事、研修、会議等

- 平成27年 4月 8日 (株)ワールド・インテック社内暴排研修会
- 平成27年 4月 8日 (一社)日本電機工業会福岡支部暴排研修会
- 平成27年 4月 9日 五洋建設(株)社内暴排研修会
- 平成27年 4月16日 早良・城南暴力追放事業体等協議会定例会
- 平成27年 4月17日 福岡商工会議所 専務理事研修会
- 平成27年 4月18日 早良・城南暴力団等排除推進協議会総会
- 平成27年 5月19日 三菱電機システムサービス社内暴排研修会
- 平成27年 5月19日 若松区暴力追放推進協議会
- 平成27年 5月28日 JA 共済連福岡 共済連内暴排研修会
- 平成27年 5月29日 (株)UR コミュニティ九州支店会議暴排研修会
- 平成27年 5月30日 暴力団被害集中相談
- 平成27年 6月 1日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
- 平成27年 6月 1日 暴力団追放!地域決起会議(筑後地区)
- 平成27年 6月 3日 福岡証券・警察連絡協議会
- 平成27年 6月 4日 嘉麻市暴力追放大会
- 平成27年 6月 5日 九州地方整備局暴力団等対策協議会
- 平成27年 6月 8日 うきは市暴力追放事業体等協議会
- 平成27年 6月 9日 福岡市暴追推進協議会総会
- 平成27年 6月 9日 福岡県建築指導課労働安全対策研修
- 平成27年 6月10日 陸洋コンサルタント(株)社内暴排研修会
- 平成27年 6月16日 田川地区風俗営業管理者等連絡協議会
- 平成27年 6月18日 早良・城南暴力追放事業体等協議会
- 平成27年 6月19日 (株)メディアファイブ緊急暴力団排除連絡会
- 平成27年 6月24日 飛島建設九州・中国支店安全大会
- 平成27年 6月25日 福岡県建設業協会緊急暴力団排除連絡会
- 平成27年 6月25日 北九州市医師会暴排研修会

- 平成27年 7月 4日 大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 平成27年 7月 8日 三菱電機（株）九州支社社内暴排研修会
- 平成27年 7月10日 （株）富士ピーエス社内暴排研修会
- 平成27年 7月10日 宗像市役所行政対象暴力対策研修会
- 平成27年 7月14日 福岡法務局管内行政対象暴力防止研修
- 平成27年 7月16日 戸畑暴力追放事業体等協議会
- 平成27年 7月23日 行政書士会暴追委員会
- 平成27年 7月24日 福岡県企業防衛対策協議会7月度合同例会
- 平成27年 7月29日 筑紫野市暴力追放大会
- 平成27年 8月 1日 暴力追放・地域安全東区民大会
- 平成27年 8月 4日 暴力団追放！地域決起会議（北九州地区）
- 平成27年 8月18日 北九州市民暴力追放総決起大会
- 平成27年 8月18日 福岡県会計調査員研修会
- 平成27年 8月19日 平成27年度県土整備部職員研修
- 平成27年 8月20日 暴力追放事業体等早良・城南地区協議会
- 平成27年 8月20日 香椎地区小中連携三校合同暴排研修会
- 平成27年 8月24日 ランペイ福岡社内暴排研修会
- 平成27年 8月24日 福岡地区リース懇談会暴排研修会
- 平成27年 8月25日 西鉄グループ環境説明会・総務担当者会議
- 平成27年 9月 3日 警備業協会理事会
- 平成27年 9月28日 福岡市医師会防犯連絡協議会総会
- 平成27年 9月30日 第6回暴力追放福岡市民大会
- 平成27年10月 1日 飯塚市暴力追放市民総決起大会
- 平成27年10月 3日 うきはの里安全・安心町作り市民大会
- 平成27年10月 6日 大任町暴力絶滅住民総決起大会
- 平成27年10月 8日 須恵町役場幹部職員暴排研修会
- 平成27年10月 9日 保友会情報交換会
- 平成27年10月13日 暴力団追放！地域決起会議（筑豊地区）
- 平成27年10月17日 早良・城南暴力団追放市民総決起大会
- 平成27年10月17日 安全・安心東区民大会
- 平成27年10月17日 西日本シティ銀行暴排研修会
- 平成27年10月19日 豊前・京築暴力追放総決起大会
- 平成27年10月19日 福岡県建築指導課不当要求防止研修会
- 平成27年10月20日 日本たばこ福岡支店暴力追放研修
- 平成27年10月21日 福岡県銃器対策推進本部幹事会
- 平成27年10月24日 暴力団被害集中相談

- 平成27年10月30日 福岡県遊技業協同組合暴力団排除総決起大会
- 平成27年11月 1日 福智町暴力等追放町民大会
- 平成27年11月 4日 九鉄工業社内暴排研修
- 平成27年11月 5日 筑紫野市役所不当要求防止研修
- 平成27年11月11日 福岡県職員基本研修（階層別研修）
- 平成27年11月13日 市町村職員実務研修者事後研修会
- 平成27年11月13日 福岡建和会暴排研修
- 平成27年11月15日 糸田町暴力等追放町民大会
- 平成27年11月15日 御井校区暴力絶滅・青少年健全育成環境浄化総決起大会
- 平成27年11月16日 福岡県損害保険防犯対策協議会総会
- 平成27年11月18日 JA みい暴力団排除研修
- 平成27年11月18日 福岡県信用農業組合連合会暴排研修
- 平成27年11月18日 国交省九州地方整備局新任係長研修
- 平成27年11月19日 中間市暴力追放市民集会
- 平成27年11月25日 第3回川崎町暴力団等追放総決起大会
- 平成27年12月 1日 久留米市暴力壊滅市民総決起大会
- 平成27年12月14日 西日本高速道路 SH 九州支社暴排研修会
- 平成28年 1月11日 柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会
- 平成28年 1月26日 福岡県弁護士会民暴新人弁護士研修会
- 平成28年 2月 5日 防対協筑後部会総会
- 平成28年 2月 3日 暴力団追放！地域決起会議（福岡地区）
- 平成28年 2月 6日 大川市・筑後市・大木町合同暴力団追放総決起大会
- 平成28年 2月15日 北九州市行政対象暴力防止研修会
- 平成28年 2月15日 平成27年度田川市民暴力追放総決起大会
- 平成28年 2月15日 筑紫地区暴力追放事業体等協議会
- 平成28年 2月18日 福岡県タクシー協会暴力追放・防犯協力推進協議会総会
- 平成28年 2月19日 嘉麻市職員行政対象暴力研修会
- 平成28年 2月29日 博多市民センター職員暴力団対応研修
- 平成28年 3月15日 民事介入暴力等に関する連携協定締結式
- 平成28年 3月18日 繁華街暴力団排除会議 in 北九州
- 平成28年 3月24日 建設業暴力団等排除対策協議会（臨時会）

以上